令和4年5月吉日

接骨院・整骨院　各位

ソフトウェア変更のご案内【重要】

謹啓

新緑の候、貴院ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年6月1日より施術料金改定が実施されます。それに伴いまして、弊社ソフトウェアの変更を行いました。往療料を算定している方はお早めにアップデートを行っていただきます様、宜しくお願い申し上げます。

また、令和4年10月からの改定につきましては裏面に記載しましたので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネット接続が出来ない等でアップデートが行えない場合は弊社スタッフまでお申し付け下さい。お手数をおかけしますが宜しくお願い申し上げます。

敬白

**＜施術料金改定内容＞**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和4年5月以前 | 差額 | 令和4年6月以降 |
| 往療料（4km超） | 2700円 | -150円 | 2550円 |

※明細書の義務化、明細書発行体制加算は、令和4年10月1日適用となっておりますので、今回の料金改定での変更はありません。詳細は裏面をご覧ください。

同封内容

・柔道整復料金表　一部

療養費窓口徴収額早見表をご用命の場合は下記までご連絡ください。（今回変更はありません）

以上

ご不明な点等ございましたら下記までご連絡ください。

(裏面)

＜参考＞

**◆令和4年10月1日からの料金改定**

**＜新設＞**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和4年10月以降 |
| 明細書発行体制加算 | 13円 |

**◆明細書の無償発行義務について**

・明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している

（※弊社のソフトウェアは明細書発行機能が付与されています）

・常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が３人以上である

以上の二点を満たす施術所は正当な理由がない限り、明細書を無償で発行しなければなりません。

また、明細書発行体制加算を算定するためには、以下の条件があります。

1. 明細書を無償で交付する施術所である旨を地方厚生（支）局長に届け出る

2. 明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示する

以上の条件を満たすことで、令和4年10月1日以降の施術分から、月に一度、明細書発行体制加算を算定することができます。

無償交付義務化の対象にならない施術所でも、1.2の条件を満たせば明細書発行体制加算を算定することが可能です。

届け出を行った月の翌月から算定可能となりますので、10月から明細書発行体制加算を算定する場合、必ず9月末日までに地方厚生（支）局長に届け出を行ってください。

※明細書発行体制加算に関するソフトの対応はまだ済んでおりません。対応が完了しましたら改めてご案内させていだきます。

今回無償交付を行わない施術所（常勤職員が２人以下）についても、患者から求められた際には、明細書を発行する必要がありますのでご注意ください。（有償可）

なお、領収証は従来通り、正当な理由がない限りは必ず無償で交付してください。

ご案内は以上となります。

届出等でお困りの際にはお気軽にお声がけくださいませ。